

元気なうちの 財産管理

東京司法書士会会員、簡裁訴訟代理関係業務認定会員
公益社団法人成年後見センター：リーガルサポート会員

司法書士 二上パートナーズ事務所

代表 ^{ふた がみ} 三上 良男

東京都豊島区南大塚3丁目44番11号 フサカビル1階

JR山の手線大塚駅南口2分

電話番号 (03) 3989-1919

FAX (03) 3989-1946

メールアドレス: futagami@coral.ocn.ne.jp

はじめに

「認知症になったり、寝たきりになった後のことが心配です」はたまた「障害を持った家族がいて自分の亡き後が心配です」という相談者の方が、当事務所に数多く見えていただきます。その方々には、まだしっかりと自分で判断できるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)を誰にするか、将来の「財産管理」や身の回りのことを支援してもらうか、「任意後見制度」や「財産管理委任契約」さらには「見守り契約」「死後事務委任契約」「家族信託」などを利用するのも方法ですとお応えし、その手続きをお手伝いもさせていただいております。

また、認知症などの判断能力の低下した人のために、家族や司法書士ら専門職が「後見人」になり、お金の管理や様々な契約を代行するのが「成年後見制度」です。そして「成年後見制度」には、能力の低下前の元気なうちに自分で後見人を選ぶ「任意後見制度」と家庭裁判所が選任する「法定後見制度」の2種類があります。

是非、元気なうちの財産管理を実践してみてください。

人生100歳まで生きるのが当たり前の時代になりました。今回は、より充実した生活を送るための「元気なうちの財産管理」の手引きを編集いたしました。豊かな人生に向かって、ご活躍をお祈り申し上げます。

目 次

はじめに

1. 任意後見制度……………P2
 2. 財産管理委任契約……………P3
 3. 見守り契約……………P3
 4. 死後事務委任契約……………P3
 5. 信託(その1～家族信託)……………P4
信託(その2～遺言信託)……………P6
- ★上記の1から5は元気なうちにできる契約です。
6. 成年後見制度(本人が判断能力不十分の場合
に親族等が家庭裁判所へ申立)……………P7

1. 任意後見制度

任意後見制度は、まだしっかりと自分で元気なうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについてその人に何を支援してもらうか、自ら事前の契約によって決めておく制度です。

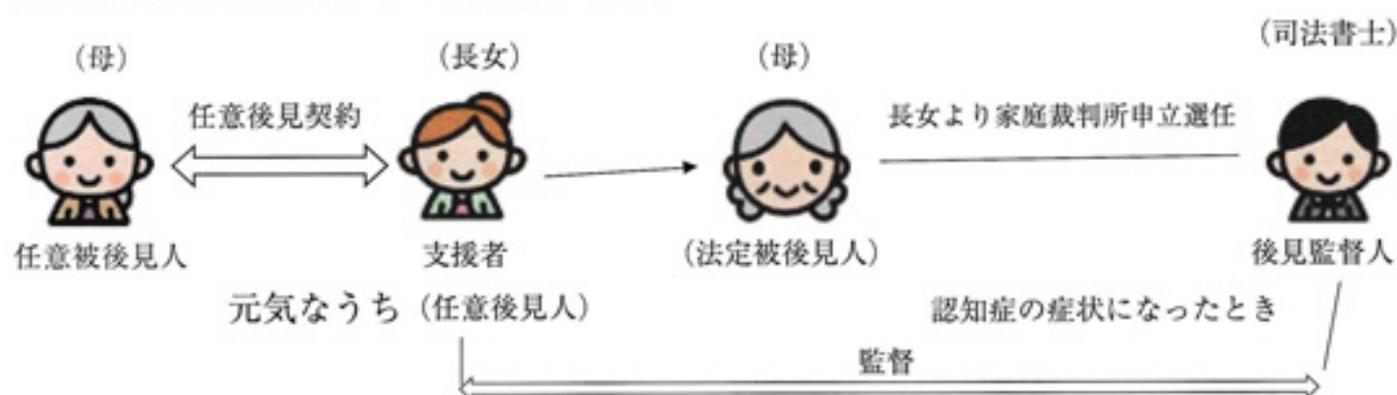
なお、任意後見契約制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督します。

任意後見契約に関する法律3条では「任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。」と定められています。

任意後見制度の流れ

1. 今は元気なので何でも自分で決められるが、将来が心配
- ↓
2. 信頼できる人(家族、司法書士等専門職)と任意後見契約を締結する。
- ↓
3. 認知症の症状がみられるようになった
- ↓
4. 家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の仕事(任意後見契約で定められた財産管理 身上監護等)をチェックする。
- ↓
5. 任意後見人が任意後見契約で定められた仕事(財産管理など)を行う。

☆任意後見人を監督するのが後見監督人です。まずは任意後見人の仕事が適正に処理されているかの調査します。任意後見人から、任意被後見人(母)が認知症になったらあい家庭裁判所へ申立します。その後、家庭裁判所が選任した後見監督人が選任され法定後見に切り替えられることとなります。



2. 財産管理委任契約

判断能力はあるが病気などで体の自由がきかない、といった場合や、金融機関や行政機関での手続や支払、病気になったときの入院や介護関係の手続を、委任した人に任せることができる契約のことをいいます。

具体的には・金融機関での出金や振込・家賃や地代の受取・生命保険の契約締結保険金の請求・入院や介護施設への入所のための手続・要介護認定の申請や介護サービスの契約費用の支払があります。

財産管理委任契約書には包括委任としての性質があります。受任者としては、相性が合い信頼のできる人が理想ですが、適任者がいなければ、司法書士等専門職にご相談下さい。

報酬については、親族に委任する場合は、無報酬が多いでしょう。

司法書士に委任する場合の報酬は、概ね月3万円～6万円の範囲と思われます。

☆任意後見制度は将来の後見人との事前契約ですが、財産管理委任契約は現在、元気ではあるが、病気などで体が不自由になった場合に金銭管理等を委任するものです。内容も自由に決められる民法上の委任契約です。特に、委任契約の段階は、家庭裁判所が関わらないため、組織的にチェックする仕組みがあると良いです。

3. 見守り契約

見守り契約とは、任意後見人が始まるまでの間に支援する人が定期的に本人と電話連絡をとったり、併せて本人の自宅を訪問して面倒をみます。そして、本人の健康状態や生活状況を確認することによって、任意後見をスタートさせて時期を判断するための制度です。

見守り契約の中で、受任者に定期的に訪問してもらうことも可能ですが、専門家に依頼する場合は有料になりますし、頻繁に訪問することが難しい場合もあります。元気なうちは、逆に会うことが煩わしさを感じることもあるかもしれません。

最近では、生命保険会社や警備会社を始め、多くの民間企業が見守り・安否確認のための様々なサービスを併用しています。委任者・受任者の負担軽減のため併用することも検討してみてください。

4. 死後事務委任契約

死後事務委任契約とは、生前のうちに受任者との間で亡くなった後諸手続き、葬儀・納骨・埋葬などの供養に関する事務手続きとそれ以外にも、次のようなことが考えられます。

(1) 保険、年金等行政官庁への諸届け (2) 遺品の整理・処分 (3) 医療費・入院費用の清算手続 (4) 老人ホーム等施設利用料の支払及び入居一時金の受領 (5) 公共サービス等の解約・清算手続 (6) 親族等への連絡事務

5. 信託（その1～家族信託）

（信託契約は委託者と受託者の契約で成立します）

家族信託とは資産を持つ方が、生前に特定の目的（例えば「自分の老後の生活、介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し（受託者に所有権移転）、その管理・処分を任せる仕組みです。

成年後見に代わる財産管理「家族信託」 （自益信託）

※委託者兼受益者（自益信託という）が典型例



☆リレー式信託（受益者連続型信託） 上記のケース

信託では、複数の者をリレー式に順次受益者としていく形をとることができます（相続税法9条の2第2項）。このケースでは、最初の受益者を委託者本人とし、同人が死亡した時点で妻を次の受益者とする形をとっています。

受益権（運用収益などの利益）

- ① 委託者・・・財産を持っている人
- ② 受託者・・・財産を管理する人 信託構成上①乃至③必須
- ③ 受益者・・・利益を享受する人
- ④ 受益者代理人・・・受益者の信託上の一切の権利を行使する人
- ⑤ 信託監督人・・・受託者を監督する人

委託者と受託者双方の契約行為

ケースによっては、受託者を法人化して、営利を目的としない一般社団法人として、法人で財産管理をしていくことも選択肢の一つです。

（例：不動産登記全部事項証明書）

【甲区】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日受付番号】	【原因】	【権利者その他の事情】
1	所有権移転	平成12年9月12日 第4005号	平成12年 4月15日 相続	所有者 東京都〇〇 甲野よしお
2	所有権移転	令和2年5月12日 第25111号	令和2年 5月29日 信託	受託者 東京都〇〇 甲野花子
	信託			信託目録第30号

信託目録		調製	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第50号	平成27年11月6日 第〇〇〇〇〇号		
1 委託者に関する事項	東京都〇〇区〇〇台〇丁目〇番〇号 甲野よしお		
2 受託者に関する事項	東京都〇〇区〇〇台〇丁目〇番〇号 甲野花子		
3 受益者に関する事項	東京都〇〇区〇〇台〇丁目〇番〇号 甲野太郎		
4 信託条項	(省略)		

5. 信託（その2～遺言信託）

当事者は委託者である遺言者です。（単独行為）

第〇条（信託の目的）

遺言者甲野よしおの有する別紙信託財産目録記載の信託不動産目録記載の信託不動産及び信託金融資産を信託財産として管理運用及び処分を行い、受益者である長男太郎の幸福な生活及び福祉を確保することを目的とする。

第〇条（信託財産）

別紙信託財産目録記載の財産中、居住用不動産についてはこれを受益者の生活の本拠地として、賃貸用不動産についてはこれを他に賃貸する財産とし、また、信託金融資産及び賃貸用不動産の運用益を信託財産として管理運用処分を行うものとする。

第〇条（信託の内容）

受託者である次女甲野花子は、信託不動産の管理運営及び処分を行うこととし、居住用不動産については受益者が良好な生活ができるよう管理し、賃貸用不動産については安定的な収益を図ることとして管理運用する。さらに、賃貸用不動産から生ずる賃料その他の収益及び信託金融資産をもって、公租公課、損害保険料その他の必要経費及び信託報酬等を支払い、受託者が相当と認める額の生活費等を受益者に交付し、また受益者の医療費、施設利用費等を支払う。

第〇条（信託の期間）

孫の太郎の死亡まで。

第〇条（信託終了の権利帰属）

信託期間満了により信託が終了した場合は、別紙信託財産目録記載の残余財産の全てを換価処分し、残りを次女花子にそれぞれ帰属させる。



☆本ケースでは、よしおの長女の子太郎（よしおの孫）は、母親（よしおの長女）を亡くし自分が亡き後の孫の太郎の行末を案じて、作成したものであります。

6. 成年後見制度

成年後見制度は精神上的の障害(認知症、知的障害、精神障害)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立し、親族の中から選任(親族後見)若しくは専門職(第三者)の方に、被後見人の援助してくれる人(財産管理、身上監護)を選任してくれる制度です。

親族である申立人が後見人になると申し立てをしても、諸般の事情により、専門職が後見人になることも十分あります。また、一度申立したら、申立人が一方的に取り下げることができません。

判断能力の度合いで「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などを法務局で登記して、登記官が登記事項証明書を発行して情報を適正に開示することによって、判断能力の衰えた方との取引の安全を確保するものです。

親族が後見人に選任されたり、申し立て人が選任される保証はありません。

商事信託と民事信託

商事信託とは、信託報酬を得て、成り立っています。受託者は委託者からの信任をもって財産を預かるので、信託会社や信託銀行などの金融庁から免許がないと業務はできません。民事信託では、信託法により受託者は報酬を得てはならないため、一般に子や孫が受託者として引き受けるケースが多いです。それ以外に、受託者として一般社団法人を設立して行うケースもあります。